

2018年IPPC総会において諮られる予定のISPM案

# ISPM15「国際貿易における木材 梱包材の規制」付属書の改正 (2006-010A&B)

## 本改正に関する基本情報

### 取り巻く状況

- 2017年4月、ISPM28「規制有害動植物に対する植物検疫処理」の付属書として木材に対する消毒方法「昆虫に対するはく皮された木材のフッ化スルフリルくん蒸処理」及び「線虫及び昆虫に対するはく皮された木材のフッ化スルフリルくん蒸処理」が採択された。
- 本基準においても、木材こん包材の消毒方法の改正及び追加が提案されている。

### 改正の主な目的・概要

- 誘電加熱処理の改正（材厚・温度上昇の削除等）、フッ化スルフリルくん蒸処理の追加

## これまでの経緯

- 2006年 9月 木材こん包材のフッ化スルフリルくん蒸処理が提案
- 2015年 5月 基準委員会が加盟国協議案を承認
- 2015年 7月 1回目加盟国協議
- 2017年 5月 基準委員会が加盟国協議案を承認
- 2017年 7月 2回目加盟国協議
- 2017年11月 基準委員会がIPPC総会(CPM13)に諮ることを承認
- 2018年 2月 IPPC総会討議文書として基準案を公開

## 国際貿易における木材こん包材の規制 (ISPM15)



パレット



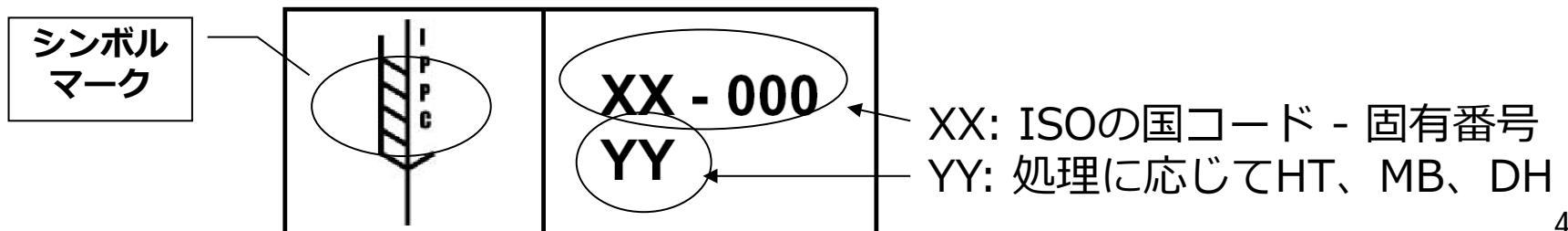
木箱



木枠

輸出される貨物に使用される木材こん包材については、  
本基準に定める条件で消毒し、処理実施済みである旨  
を示す表示をすることが必要。

処理実施済の表示



# 木材こん包材の処理基準 (赤字部分が改正案)

- (1) キルンドライ等の熱処理 (HT) : 材中心温度 56℃、30分
- (2) 誘電加熱処理 (DH) : (例: マイクロ波、ラジオ波により)  
材表面温度 60℃、1分間 (材厚20cm、温度上昇30分以内の削除)
- (3) 臭化メチルくん蒸 (MB) : 温度に応じて、  
24時間後のCT値が650-900g・h/m<sup>3</sup>、最終最低ガス濃度が  
24-32g/m<sup>3</sup>
- (4) フッ化スルフリルくん蒸 (SF) :  
処理温度、処理時間、最小CT値及び最終最低ガス濃度等を規定  
(具体的な基準は次のページに掲載。)

## フッ化スルフリルくん蒸処理の最低CT値

温度	最小CT値 (g・h/m <sup>3</sup> )	最終最低ガス濃度 (g/m <sup>3</sup> )
24時間・30℃以上	1400	41
48時間・20℃以上	3000	29

### <主な注意事項>

- ・木材の横断面（最も面積が小さい部分）が20cmを超えないこと
- ・処理時の木材の水分含量が75%（乾燥量ベース）を超えないこと
- ・処理期間中、庫内温度及び中心部を含む木材温度が20℃以上であること

### 最低CTに到達する処理基準の例

NA：該当なし

温度 (℃)	最小 CT値 (g・h/m <sup>3</sup> )	単位薬量 (g/m <sup>3</sup> )	最低濃度 (g/m <sup>3</sup> )						
			0.5時 間	2時間	4時間	12時 間	24時 間	36時 間	48時 間
30℃以上	1400	82	87	78	73	58	41	NA	NA
20℃以上	3000	120	124	112	104	82	58	41	29

\*CT値とは、くん蒸のガス濃（Concentration） とくん蒸時間（Time）の積で、くん蒸の有効なガス量を示す値。